

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|--------------------|--|
| 部 課 室 等 名 | 中央卸売市場 | |
| 許 認 可 等 名 | 市場外物品卸売の承認 | |
| 根 拠 法 令 | 徳島市中央卸売市場業務条例 | |
| 根 拠 条 項 | 第41条第1項第2号 | |
| 連 絡 先 | (電話 628 - 2759) | |
| 審 査 基 準 | 基 準 | <p>(市場外にある物品の卸売の禁止) 第41条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 【略】 (2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品(卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。)の卸売をすることについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき。 (3) 【略】 2・3 【略】 4 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書に仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。 5・6 【略】</p> <p>* 市場外物品卸売承認申請書は、別紙様式第29号の3とする。</p> |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間 | 総日数 15日(休日を除く) |
| | (設定しないものについてはその理由) | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |